教育厚生委員会会議録

日時 平成25年3月7日(木) 開会時間 午前10時04分

閉会時間 午後 3時23分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 土橋 亨

副委員長 桜本 広樹

委員 臼井 成夫 望月 清賢 清水 武則 保延 実

仁ノ平尚子 久保田松幸 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 小林 久 教育長 瀧田 武彦 教育次長 岩波 輝明 総務課長 秋山 孝 福利給与課長 堀内 正基 学校施設課長 駒井 和彦 義務教育課長 渡井 渡 高校教育課長 赤池 亨 新しい学校づくり推進室長 池田 友博 社会教育課長 近藤 周利 スポーツ健康課長 相原 正志 全国高校総体推進室長 半田 昭仁 学術文化財課長 髙橋 一郎

議題 (付託案件)

第12号 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例中改正の件

請願第23- 1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて 請願第24-11号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善 を求めることについて

(調査依頼案件)

第15号 平成25年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係の もの、第2条継続費教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教 育厚生委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。

また、請願23-1号及び請願24-11号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時4分から午後3時23分まで(午後0時9分から午後1時7分まで 休憩をはさんだ)教育委員会関係の審査を行った。

主な質疑等教育委員会関係

※第15号 平成25年度山梨県一般会計予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係の もの、第2条継続費教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為中教育 厚生委員会関係のもの

質疑

(新やまなしの教育振興プラン策定事業費について)

桜本副委員長 教 4、マル臨の新やまなしの教育振興プラン策定事業費について、これは教育広 報費の 5 0 0 余万円の中に入っているんですが、予算的にはどのぐらいの予算です

か。

秋山総務課長 こちらは、広報費のうち153万9,000円を計上しております。

桜本副委員長 予算が教育の広報に計上されていますが、プランの策定事業ということになると、 広報という意味合いは薄いと思います。その辺の意味は何かあるんですか。

秋山総務課長 科目の設定といたしまして従来の科目を使っております。平成25年度までのプランを25年度中に新しいプランということで、臨時的なものでございますので、 こちらの広報費の科目へ計上させていただきました。

桜本副委員長 新しいやまなしの教育振興プランということで非常に大きい教育的な中身が策 定されると思いますが、その中で、振り返りの成果というか、反省といったものは 一通り出ているのですか。

秋山総務課長 現行のやまなし教育プランがございますが、県民の皆様にきめ細かな情報提供を行うということと、各分野で来年度以降の取り組みについて検討する参考にするために、計画の進行管理をしています。計画の中に目標となる指標を90項目掲げておりまして、現在4年目になるわけですけれども、平成23年度までの指標の実績値を出しております。そうした中におきましては、既にその目標を達成したものはおおむね3分の1、あとは、6割以上達したというものを含めまして3分の2以上という成果を上げています。

桜本副委員長 現行のやまなし教育プランは、評価というか、成果といった形でまとまっている ということですか。

秋山総務課長 毎年度、進捗状況についてまとめまして、公表させていただいております。ただ、 まだ4年目でございますので、幾つか達成状況がよくないものもございます。また さらに来年度、達成できるよう取り組みを進めてまいりたいと考えています。

桜本副委員長 新たな計画を策定するということですが、中身について、例えばタイムスケジュールとか、あるいはどういった形の組織で策定していくのか、お答えいただけますか。

秋山総務課長 予算的には策定検討委員会の開催経費と、アンケート調査に要する経費が主となっています。スケジュール的には、来年度早々に策定委員会を立ち上げまして、庁内の検討委員会、ワーキンググループとともに検討を進めることになるかと思います。

まず、児童生徒の保護者、それから、一般県民を対象にしましたアンケート調査を実施いたしまして、山梨の教育の課題、あるいは教育にどういうものを期待するかというものを洗い出した上で、策定委員会を5回程度開催する予定としております。その中で、本県教育の目指す方向や、どういうような子供を育てていくのかといった理念をまず検討していただきまして、そのために必要な施策を検討していきます。年内には計画案を策定し、パブリックコメント等も実施し、策定してまいりたいと考えています。

桜本副委員長

検討委員会の立ち上げとともに、その中でアンケートの内容等は吟味するということですか。それとも、策定委員会が始まる前にアンケートを行うのか、どちらが先ですか。

秋山総務課長

策定委員会の立ち上げは来年度になってしまいますので、なるべく早く検討を進めるということで、既に今年度、事務的にアンケートの内容等を詰めまして、現在、各学校等を通じてアンケート調査の実施を行っております。

桜本副委員長

アンケートをもう実施しているということですが、その規模と予算をお伺いします。

秋山総務課長

現在進めていますアンケートは、県の全域を対象に、公立の小・中学校、県立高校、特別支援学校、幼稚園、保育所等、それから、県政モニターの方にお願いをしまして、1,700人を対象に行っております。これにつきましては経常的な経費で行います。この集計が来年度早々になりますので、集計には来年度の予算を執行させていただきたいと考えています。

桜本副委員長

このアンケートを行いますよということについては、どの時点でどんな機会を通じて、県民等に対して発表されましたか。

秋山総務課長

特にアンケートの実施については公表はしておりません。事務的に内容等を定めまして、各学校を通じて実施するということにしています。

桜本副委員長

今までも、公表なしという形でやられてきたのですか。

秋山総務課長

当然、結果につきましては公表いたします。実施とアンケートの内容、どういう目的で行うか等については、プランの策定ということに関して、特に事前に公表するということはなかったと思います。

桜本副委員長

おおむね1,700人を対象にした予算は、いつの予算だったのか、そして、金額的には幾らだったのか、お答え願えますか。

秋山総務課長

これは本年度予算の経常的な経費の中で、用紙をコピーいたしまして行っております。コピー代ということでございますので、金額的には算出しておりません。

(職員福利厚生費について)

桜本副委員長

福利給与課、教13ページ、福利厚生費の中で、定期健診、各種検診、あるいは 元気回復事業、メンタルヘルス対策という予算が盛られていますが、今、教育現場 は非常に厳しいということも私自身、認識しております。

傷病の教職員の中で、例えば体の病なのか、心の病なのかということも分けてい

ただいて、中途退職してしまった人、休職してしまった人、入院をしている人、あるいは自宅待機をしている人、総体でどういう人数把握をしているんでしょうか。

堀内福利給与課長 平成23年度を例に申し上げます。まず、小・中学校につきましては傷病休暇21日以上、県立学校等につきましては傷病休暇20日以上のA1というランクの養護措置をとられているのは、全体といたしまして114名です。それ以外に、精神疾患に関する者は44名ですので、合わせまして158名と把握しております。今挙げましたこの養護措置で傷病休暇をとっている、または休職をしている者の数ということで御説明しましたが、特にそのために退職した者の数は、今、具体的な数字がわかりません。調べて、後でまた報告します。

桜本副委員長 傾向的には増加しているんですか、減少しているんですか。

堀内福利給与課長 全体の疾患についてはおおむね横ばいという状況になっておりますが、ただ、 精神疾患におきましては、平成14年ごろから比較してみますと、徐々にふえてき ているという状況でございます。

桜本副委員長 精神疾患がふえていることを踏まえて、メンタルヘルス対策として具体的にどん な対策をとられているんでしょうか。

堀内福利給与課長 メンタルヘルス対策といたしましては、昨年の3月に健康づくりメンタルヘルスの指針を改訂いたしまして、具体的にどのような対応をしていけばよいのかという具体的な指針を出しております。また、昨年の8月になりますが、職場復帰支援にかかわる要綱、そして、そのためのリハビリの要領を出しておりまして、精神疾患、また傷病等でお休みした方が復帰しやすいように支援を行ってきております。

桜本副委員長 主な要因について、どういう分析をされていますか。

堀内福利給与課長 原因にはさまざまなものが考えられると思いますけれども、今、学校現場は非常に厳しいということの中で、当然、保護者とのトラブル、子供の指導がなかなか思うようにいかないというような状況、そして、職場の人間関係といったようなことが主な原因になるかもしれません。また、本人の持って生まれた資質ということも原因にはあるように思われます。

桜本副委員長 非常にふえている傾向ということで、仕事としても激務なところもありますので、 ぜひ対策をお願いいたします。数字についてはまた後で調べて教えてください。

(教員の資質能力向上推進事業費について)

続いて、教21、義務教育課、人事管理費で、指導が不適切な教員への人事管理の実施ということで、最近この二、三年ぐらいに対象になった教員は何人でしょうか。その中で、小学校、中学校別の人数もわかりましたらお願いします。

渡井義務教育課長 指導が不適切な教員についてですが、最近の状況でありますと、今年度は1名 が指導改善研修に出ております。これは小学校の教員です。昨年度は1名で、やは り小学校で、指導改善研修に出ております。

桜本副委員長 不適切な教員に対してのバックアップ、例えば研修が終わった翌年に、どういったフォローをするのか。そして、どのぐらいの間オーケーであれば、もうそういっ

た調査はしないといった指針のようなものがありますか。

渡井義務教育課長 指導改善研修につきましては、認定されますと、基本的に1年間、教育センター等を中心に専門の教員がついて研修をします。その間に、実際に学校へ行って子供たちの前で授業をするということも含めて、指導力を向上させることを1年間行いまして、審査委員会を開いた中で、現場復帰が可能と認定されますと、翌年は現場に戻ります。

現在、指導改善研修に出て、現場復帰した教員の様子を見ますと、それぞれ皆、現場で、指導改善研修に出る以前よりも指導力が向上して、学級担任等ができている状況であります。校長等から様子を聞いたりする中で、その後の状況についても把握するようにしております。

(スクールカウンセラー活用事業費について)

桜本副委員長 続いて、教23になります。心の健康教育推進費の中でスクールカウンセラーの 活用事業ですが、具体的に不登校児童は何人ですか。

渡井義務教育課長 不登校につきましては、ここのところ年々減少を続けてきているわけですが、 平成23年度は小学校が140人、中学校が683人ということで、合計823人 であります。これは最新の状況です。

桜本副委員長 原因というのはさまざまあると思いますが、どんな要因が一番多いんでしょうか。

渡井義務教育課長 一番の要因として挙げられますのは、小学校ですと不安などの情緒的混乱ということで個人の資質です。中学校ですと無気力ということで、やはり個人の資質が 調査の中では一番多く占めております。

桜本副委員長 スクールカウンセラー等を増員しながらケアをしているということですが、児童 生徒に対してどんな対応をしていくのか。例えば積極的に自宅を訪問していくとか、 どんな対策を考えていますか。

渡井義務教育課長 不登校の子供に対してはケース・バイ・ケースで、いろいろなケースが考えられます。スクールカウンセラーは専門的な知識、技能をお持ちでありますので、学校の中でよく状況に応じてケース会議等を開いて、適した方法として、例えばスクールカウンセラーが直接家庭訪問をしてお話をすることもありますし、あるいは学校に来ていただいて、保護者も含めて相談活動をするというようなこともあります。それぞれの状況に応じて、スクールカウンセラー等を中心に対応しております。

桜本副委員長 実際こういった事業で専門家を配置して増員していく中で、カウンセラーを設置 した学校等においては不登校の状況が数値の上で改善したというように、目に見え る形で報告していただくと成果がわかります。どんな具体的な成果が上がっている か、おわかりになればお答えください。

渡井義務教育課長 成果につきましては、不登校者数でいいますと、小・中学校合わせて、平成20年度は1,000人ちょうどおりました。それが平成21年度は877人に減りまして、平成22年度には819人まで減っております。先ほどお話ししましたように、平成23年度は微増しているわけですけれども、横ばい状態ということで、成果はそういうところにあらわれていると考えております。

(スクールソーシャルワーカー活用事業費について)

桜本副委員長

いじめ・不登校対策の4番目に挙げられているスクールソーシャルワーカーについては、4教育事務所に11人、あるいは、今度、中央高校、総合教育センターに2人ということですが、この方々の役割はどうなっているのでしょうか。

渡井義務教育課長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、内容的に社会福祉士等の専門的な技術を持っている方にお願いするということになっておりますので、主な役割としましては、学校と関係諸機関、例えば児童相談所、市町村の福祉課、あるいは保健医療機関等のつなぎ役のようなことをしていただきます。学校がそういうところとスムーズに連携をとって、例えば不登校、あるいは問題行動という子供たちに対応できるような役割をしていただいております。

桜本副委員長

私が相談を受けたのは、保護者からの教職員に対する風当りが強いということです。例えば直接自宅に電話がかかったりとか、あるいは自宅に来られたりして言われなきことを言われるというように、教員側からすれば本当にびっくりするような状況です。その中で、間に入ってくれる人等がいなければ非常に厳しい部分もあるかと思うのですが、例えばスクールソーシャルワーカーが間に入って対応していただけるのか。あるいは他の人たちがこういうふうにカバーしているということがあれば教えてください。

渡井義務教育課長 保護者等からのいろいろな要望や要請が今のような形である場合ですが、一番 の基本は、担任と保護者がそういう関係にならないように、管理職である教頭や校 長が入って、保護者と対応していくということがあります。それでも非常に難しい 場面が出てくる場合には、先ほど申し上げたスクールソーシャルワーカー等が、例 えば保護者に対して児童相談所を紹介するとか、あるいはほかの関係機関を紹介する等して、保護者の不満に思っている、原因となることを解明し、適切に処理をしまして、担任だけに直接負担が行かないような役割をしていただいております。

桜本副委員長

個々にいろいろな問題を抱えているケースもありますので、ぜひ学校を挙げて、 あるいは行政も挙げて、そういったメンタルな部分に関して、教員に対する保護者 からの言われなき対応についてガードを固めて、教員という大切な職業につく人た ちを直接守っていくことも考えていただければと思います。

(キャリア教育推進支援事業費について)

続いて、教26、高校教育課でございます。キャリア教育の推進支援ということで、今現在、高校全体の何割ぐらいの学校がキャリア教育を推し進めているのですか。

赤池高校教育課長 平成23年度は32校学校がありましたが、20校が行っております。平成2 4年度は学校数が減りまして30校になりましたが、現時点で23校ですので、8 0%に少し届きませんけれども、80%弱という状況であります。

桜本副委員長 この中で、協力をしていただく企業等の発掘については、どのような対応をされていくのでしょうか。

赤池高校教育課長 インターンシップの推進のための地域連絡協議会というものがございまして、 その中でハローワークの方からいろいろ情報をいただいています。それから、保護 者を通して、参加していただける企業等があったら紹介していただくということを、 各学校、進路のインターンシップ担当が主ですけれども、それを中心に企業回りを する中でやっております。

桜本副委員長 保護者を通してということですが、生徒の需要はどういった形で把握するのです か。キャリア教育推進までのスケジュールというか、どんな流れを考えているのか お答えください。

赤池高校教育課長 まず、インターンシップをするということで学校の計画を立てますが、その際に、子供たちにインターンシップそのものを説明します。その中で、自分はどういうところに行ってみたいかという希望のアンケートをとります。その希望のアンケートをとって業種が幾つか出てくる中で、なるべく子供たちの希望に合った業種でインターンシップができるよう、その業種を中心に企業開拓をして進めております。

桜本副委員長

あまり省略しないで、流れに沿って説明してください。

赤池高校教育課長 生徒から希望を集めて、それに基づいて企業開拓をします。生徒は、学校によって長短はございますが、3日ないし、長いところは5日もありますけれども、そういう形で夏休み等を利用して企業研修に行ってまいります。その後、事後の研修会や発表会などを行いまして、お互いに成果を発表します。お互いに発表したものをお互いに学びながら、自分のインターンシップの経験だけではなく、ほかの子供たちの経験も聞きながら見識を深めていくということを行っております。

桜本副委員長 今、職を変える人が非常に多いという中で、例えば自分が思ったところへ行って みたけれども、ちょっとつまらなかったとか、あるいは印象、認識とはかけ離れて いた。それが高校1年で、2年のときには、また少し自分自身も大人になって、学 校生活をする中でいろいろな情報を集めながら、これに挑戦してみたいということ もあると思います。現場を見るということは、仕事を比較できる機会だと思います が、3年の中で1回なのか、毎年なのか、どんな考え方ですか。

赤池高校教育課長 基本的には3年間で1回です。主に2学年が中心になっております。3年間で1回ですから、基本的に1回しか挑戦できないわけで、企業に行ってよかったと思う子もたくさんいますが、やっぱりこの企業はという子もいます。インターンシップは、その企業、職種に就職するということではなくて、働くとはどういうことか、あるいは勤労観や職業観を育成するために行っていることであります。インターンシップ以外にも、地域の職業人を招いた講演会などを行っていますので、インターンシップだけですべてを行っているということではありません。

桜本副委員長 3年間の中の1回ということでありますので、例えば高校1年次に、2年に向けてのインターンシップに対してこんな準備をしておこうとか、こういう認識を持とうという事前の準備については、どのような対応を考えていますか。

赤池高校教育課長 先ほど申し上げましたように主に高校2年生でやるわけですけれども、1年生のときから、2年生のときはインターンシップをしますよということで説明していきますが、インターンシップをする前に、意義や心構え、企業理解のための企業研究、こういういろいろな企業があるということを勉強させます。それから、職場におけるマナーや安全指導ということを繰り返ししながら、インターンシップを迎えるようにしています。

久保田委員

まず、桜本委員の関連ですけれども、教26です。インターンシップ事業は、今年度は夢をはぐくむ体験活動サポート事業でした。来年度はキャリア教育推進支援とありますが、同じようなもので名前を書きかえただけではないのかと思います。こんな「新」は要らないのではないかと思いますが、変わった内容を説明してください。

赤池高校教育課長 今年度までは、夢をはぐくむ体験活動サポート事業とインターンシップ推進事業の二本立てで行ってまいりました。来年度はそれを統合して、キャリア教育推進 支援事業にさせていただきました。

キャリア教育とインターンシップというのは一般的に少し区別をしにくいところもあると思います。インターンシップは、先ほど申しましたように、勤労観や職業観を育むということが中心でありますが、キャリア教育といいますのは、もともとは平成11年度の中教審のころから始まった話です。望ましい職業観や勤労観を育むということがその中に出ていましたもので、どうしてもキャリア教育イコール、インターンシップというように捉えがちですが、実際にはそれだけではなく、子供たちが社会的に自立するためのさまざまな能力を養うということが目的であります。ですから、いわゆるインターンシップを含めた包括的な概念というのがキャリア教育だと理解していただけたらと思います。

そういう意味で、キャリア教育の推進のためにこれまでやってきました夢をはぐくむ体験活動というのは、先ほどの社会的自立を目指すということで行ってきましたが、それと、インターンシップ推進事業を統合して、大きな枠組みとしてキャリア教育支援推進事業に一本化しました。

久保田委員 大体わかりましたが、しっかりやっていただきたいと思います。

(図書館奉仕費について)

教39。図書館の資料購入整備費4,316万3,000円は、旧図書館ではどの くらいでしたか。

近藤社会教育課長 旧の図書館につきましても、購入額では同額でございます。

久保田委員

北口のあんなにすばらしい大きな図書館ですので、書籍の並ぶ数も当然多くなったはずです。我々の会派で視察に行った鳥取県の図書館は、あれよりまだ狭いけれど本の数はものすごく莫大でした。本がきっちり入って、狭いかなというくらいでしたが、やはり鳥取で1億円ですから、山梨も1億円くらいの購入費を盛るべきではないかなと思います。少な過ぎるのではないですか。

近藤社会教育課長 新図書館の開館に向けては、特別購入ということで約3億円の予算を計上しま して、10万冊を開館に向けて増冊したところでございます。御理解いただきたい と思います。

久保田委員 それは当然大きくなったからふえて当たり前ですが、今後、本も次々と新しいも のが出てきますので、やはりこれでは少ないと思います。何とか多目に予算をとっ て、県民のために尽くしてほしいと思います。

(全国高等学校総合体育大会準備費について)

もう1つ、数49、全国高校総体推進室。白根高校は、ホッケー場を県からお借りしていますが、皆さん御存じのとおり、優秀な選手は学院高校へ行ってしまって、

だんだん下火になりましたので、選手も校庭でやっていて、なかなか人工芝まで練習に行かないんです。現場を見ましたか。

半田全国高校総体推進室長 会場のほうは見させていただきました。

久保田委員 すごく草が生えていて、重機でも入れなければ、草が取れない。やはり芝だけではなく、周りの環境整備もしてほしい。何か予算を入れて、あの付近に企業も出てきていますので、いい機会ですから周りも整備をして、ぜひともきれいにしてほしいです。

半田全国高校総体推進室長 先ほど説明しましたように、競技施設整備費として、すべて白根高校の第2運動場の整備費ということで2億1,538万1,000円を計上いたしております。この内訳といたしましては、人工芝になっておりますところの張りかえを行います。さらには、周りの防球ネットを整備したり、あるいは、手前側のクレーの運動場を整備していくという内容になっております。

今現在、確かに十分な使用が難しい状況もありますので、しっかりと整備をして、 大会に備えていきたいと思っています。

久保田委員 国体のときは宿泊施設もありました。もうだれも宿泊をしていませんし、つぶれ そうな感じですから、そこも撤去してほしいと思いますが、どうですか。

半田全国高校総体推進室長 宿泊施設の存在は十分把握しておりませんが、管理棟というのがありますので、そのあたりかと思います。現場をしっかりと確認した上で対応させていただきたいと思います。

(職員退職手当について)

保延委員 教13ページの退職手当の項目ですが、これが74億5,600万円。この事務職員、また、教員の人数がそれぞれ何人ぐらいなのか伺います。

堀内福利給与課長 定年退職が220名おりますが、そのほか、期間採用等も含めますと、全体で911名でございます。

保延委員 定年退職が220名、この退職手当は平均大体どのぐらいになるのか。あと、残りの911名の内訳をもう少し詳しく御説明ください。

堀内福利給与課長 定年退職者につきましては、12月の議会におきまして条例改正をいたしまして退職手当の支給率を引き下げております関係で、それぞれ異なりますけれども、 平均的なところで2,400万円から2,500万円ぐらいでございます。

> それから、退職911名の内訳ですが、勧奨退職で67名、自己都合で21名、 あと、死亡等もございますので、その他で9名でございます。それから、期間採用 が583名ということで、合わせて911名でございます。

保延委員 583名が期間採用ということですが、この人たちの退職手当は平均で大体どの ぐらいになるんでしょうか。

堀内福利給与課長 平均で13万円ほどとなります。

保延委員期間採用の期間というのは大体何年ぐらいですか。

堀内福利給与課長 期間につきましては、おおむね1年ということでございます。

保延委員 そうすると、1年間採用されれば、退職手当を13万円ぐらい支払っていくということですか。

堀内福利給与課長 そのとおりです。

保延委員 民間では、大体3年以上は採用されなければ退職手当対象にならないのですが、 その辺は条例か何かで定められているわけですか。

堀内福利給与課長 条例で定められています。

先ほど期間採用の任用期間の関係で1年と申し上げましたが、6カ月以上ということで訂正させていただきたいと思います。6カ月以上で退職手当が出るという訂正でございます。

保延委員 やっぱり公務員の場合は恵まれていますね。私も会社をやっていますけれども、 大体、3年以上でないと退職手当の規定がありません。とにかくそれだけしっかり した給与体系になっていますので、しっかり働いていただきたい。

堀内福利給与課長 期間採用の退職手当の額を13万円と申し上げましたけれども、平均7万9, 000円、約8万円ということで、訂正させていただきます。

保延委員 いずれにしても1年勤めて8万円ということですから。民間では大体、1年なん ていうのは退職手当なんて出ないですよ。その辺のことも、世間一般の常識として、 県民とすればいいなという印象だと思います。

(釜無川スポーツ公園改修費について)

質問を変えまして、教41、釜無川スポーツ公園の改修費が1億円ということですけれども、私も前の委員会でもいろいろな施設が老朽化をしているということで、この辺の改修をお願いしてあったわけですが、これにやっと予算が盛られました。この前ちょっと説明は受けたのですが、どういう改修をするのか明細を教えてください。

相原スポーツ健康課長 ほぼ全面的に改修すると御理解いただければと思います。細かなところを申し上げますと、野球場のダッグアウト、外周フェンス、移動式ベンチ、門扉、テニス場の2ヵ所のあずまや、それからソフトボール場の1カ所、ゲートボール場1カ所のパーゴラ、倉庫、雨水排水施設、舗装、水飲み場の改修、バックネット、防球ネット、トイレ、管理事務所のトイレ洋式化等ございまして、基本的にはほぼ全面という感じでございます。

保延委員では、老朽化したものはすべて改修するということですね。

あと、教46ページですが、釜無川スポーツ公園の管理費ということで、指定管理者の予算も盛ってあります。これと改修費は、将来、何か関連することはあるのですか。

相原スポーツ健康課長 教46の釜無川スポーツ公園管理費につきましては、特にスポーツ施設と しての管理運営に関する経費でございます。改修費については老朽化に伴う改修と いうことですので、特に経費等のかかわりというのはございません。

保延委員 例えば、この施設を将来的には甲斐市に委託というか払い下げをするといった計画はありますか。

相原スポーツ健康課長 甲斐市に移譲という話は以前から出ておりまして、他部局に関することですので細かく承知はしておりませんが、一応そういう方向で話が進んでいると聞いております。移譲を見越せば、改修等もある程度する必要があるだろうという考えもございます。

(職員退職手当について)

臼井委員 先ほど堀内課長が、勧奨退職が60何人とか言いましたが、どういう人たちを勧 奨退職扱いにしているのか。

堀内福利給与課長 定年退職前に早期退職を希望するということですが、基本的に25年以上勤続 ということで条例では定められております。

日井委員 例えば昔は、御主人が校長になるから、奥さん、やめてくださいよみたいなことがあって、これも勧奨退職です。事実、相当あったはずです。今、例えば退職年限5年残して、私はやめますと言うと、勧奨退職扱いをするのか。どういう人を勧奨退職として扱うのか、ちゃんとルールがあるはずだから説明してください。

渡井義務教育課長 山梨県公立小・中学校教職員の退職勧奨に関する要綱がございます。それによりますと、毎年個別的に勧奨退職は行うということで、対象となる者の規定が、1 番目が特別の条件などを勘案の上、客観的に退職することが適当と認められる者、2がその他退職することが適当と認められた者となっておりまして、基本的に早期の退職者が当てはまります。

臼井委員 渡井課長の話では、勧奨退職のルールを言ったんだろうけれども、今、何年以上 と言ったのですか。

渡井義務教育課長 この細かい要綱については今ここで申し上げられませんが、勤続年数について は、20年ということになっております。

臼井委員 すごく不明瞭だよね。勧奨の中には、自己都合の人、あるいは教育委員会のほう の都合で、例えばこの人は教員としての資質が大分低下しているから、やめてくだ さいという人もいるんでしょう。どうですか。

渡井義務教育課長 基本的に、能力の関係でやめていただきたいということはこちらから言うこと ではなく、本人がやめたいということであればもちろんそれは退職になると把握し ています。

臼井委員 そうじゃない。勧奨退職というのは、文字どおり勧奨だよ。だから、勧奨の根拠をちゃんと教えなければいけない。20年30年勤めている人はいっぱいいるんだから、何が根拠で勧奨退職になるのか。資質の問題なのか、あるいは何かしたトラブルなのか。

じゃ、もう1つ聞くけれども、勧奨退職というのは、退職手当はいささかプラス されるわけでしょう。 堀内福利給与課長 勧奨退職者には加算されます。

臼井委員

問題があってやめてもらう、そういう人もいるんでしょう。問題があってやめてもらう懲戒免職みたいな人じゃなくて、勧奨で退職する、あるいは自分から自主退職する。その勧奨というところがすごく曖昧だ。勧奨というのはそれだけでたらめなことですか。教育長は知らないのですか。

瀧田教育長

委員御指摘のような御主人が管理職になる交換条件みたいな形で、奥さんにやめていただくといったことは、現在一切ございません。あくまでも御本人のお申し出によって、20年以上の勤務をした者が60歳を待たずにやめたいというときに、それも事情は校長がすべて聞き、妥当ということであれば退職願いを受理し、私も受理したこともありますが、それを提出して勧奨退職となります。ですから、勧奨の言葉どおり、こちらから退職を呼びかけたという実例はおそらくないと思います。ただ、私が教頭のときに相談を受けた例でも、「やめなさい」と言ったことはありませんので、言葉どおりの勧奨という事例は承知しておりません。

臼井委員

勧奨というのは、私の知識の範囲では、退職手当のプラスアルファがある。それも具体的にちゃんと教えてください。事情によっては個々違うのかもしれないけれど、例えば何割とか何%とかプラスアルファの内容を。

勧奨退職というのは、実を言うと大変曖昧なわけだ。公にされるとちょっと問題が発生するようなものもあるはずです。しかし、役所というのはいろいろな理屈をつけて、例えば今、教育長おっしゃるように、自分で手を挙げたから、事情を聞いて、それはもっともだ、じゃ、結構だよという人もいるかもしれない。そうじゃなくて、問題を起こしながら懲戒免職にするほどの事案ではない。肩をたたいて、「やめたほうがいいぞ」と言う場合も、これも勧奨退職になる。あるいは、個人の事情があってやめるんだったら、自分でやめるんだから、公金である退職手当の上乗せなんていうことはあってはならない。

だから、勧奨退職についてはルールや条例や要綱などいろいろなものがあって、 勧奨退職の扱いにするかしないかということを誰が判定するのか。教育長の話を聞いていれば、校長の判定かどうかわからないけれども。ともかくいろいろな処分のときに、自主退職という中でも勧奨扱いになっているという話もたまに聞くわけですよ。きょうせっかくだから、この点はしっかりはっきりさせておきたいと思って質問しているのですが、勧奨退職扱いのルールや要綱やいろいろなことをしっかりと明文化していないのかもしれない。ないから適当になってしまうのかもしれませんが、ぜひその点をこの場でしっかり教えてください。

堀内福利給与課長 勧奨退職の退職手当の加算について、50歳以上は早期退職1年につき2%加 算となっています。

臼井委員 どういう人をもって勧奨退職にするのか、これもルールがなければいけません。 そのルールはありますか。どういう人が勧奨退職か、ちゃんとルールを、文章を読 んでください。

渡井義務教育課長 山梨県の公立小・中学校教職員の勧奨退職に関する要綱が今ここにございませんが、先ほど教育長が申したように、決められた期日までに対象とする方について、 学校長の判断でこちらに書類を上げてもらいまして、それ相応と判断した場合に勧 奨退職になります。委員の御指摘のように、例えば問題を起こして懲戒処分等にな った者につきましては、基本的に増額ということはない状況です。

臼井委員

ともかく不明瞭。少なくとも公金を支出するわけだから、しっかりとした根拠があってやらなきゃいけない。教育委員長は民間企業のオーナーで経営者ですから、そういうことについてはあなた方以上に厳しいいろいろな見解をお持ちだと思います。

普通は、「やめてくださいよ」と肩をたたくのを勧奨退職というんだよ。そうじゃないですか。自分でやめていく人を何で勧奨扱いにしなければいけないのか。自分でやめていく人に何でプラスアルファしなければいけないのか。自己都合でやめる人に退職手当をプラスアルファして「御苦労さまです」なんて世界は、あなたたちの世界しかない。一般の民間社会にはない。そういうことを納得がいくように、可及的速やかに説明してください。

(休憩)

土橋委員長 執行部から資料の提出がありましたので、配付いたさせます。 それでは、執行部から説明を求めます。

渡井義務教育課長 それでは、午前中の退職勧奨に関することについて、改めて説明させていただきます。今、資料をお配りさせていただきましたが、「山梨県公立小・中学校教職員の退職勧奨に関する要綱」というものであります。

この趣旨にございますように、この要綱は、定年制度のもとで、後進に道を開き、人事の刷新と職員組織の充実を図るために、公立小・中学校教職員に、個別に退職勧奨を行うこととし、これに関する必要な事項を定めるものとすることになっております。

第3条の(1)にありますとおり、対象者は教職員としての勤続期間が20年以上の者であって、特に必要と認められる者となっております。

第4条にありますように、退職の申し出につきましては、勧奨退職をみずから申 し出た者について、学校長がそれを判断して、退職申出書を学校長から提出してい ただくことになっております。

第5条にありますように、県教育委員会では、この規定にのっとって上がってきた者は退職勧奨の候補者ということで、その学校の校務運営上から県教育委員会が適当と認めた者に関して退職勧奨を行うことにしております。

基準ということではありませんが、先ほどの趣旨にありましたことについて、例えば具体的には、年齢構成の改善による組織の活性化を図るため、あるいは年度間における退職手当の平準化を図るため、あるいは職員のライフプランの選択肢を広げるため、このようなことをもとに退職勧奨者を決めることになっております。

臼井委員

このペーパーを見せてもらって、渡井課長の説明のとおりだと思いますが、勧奨という言葉は退職を勧めるということだから、本人の意思でおやめになる人を勧奨というのは、率直に言うとおかしいですよ。本人の意思はあくまでも自主ですから、自主退職です。自主退職を申し出た人が勧奨扱いになって、そして、退職手当をプラスアルファするということ自体、どう考えても矛盾がある。

そういう意味で、現場の校長先生は、本来この人は自分の都合でやめるんだけれども、ともかく恩情的に勧奨扱いにすれば、たとえ何%でも退職手当はアップするということで、この退職勧奨制度に充てていくという感じだと、これは現場の先生からそういう情報を得ています。役所としてどうしても人事のいろいろな理由はあるんでしょうけれども、あくまでも「退職してください」と言って勧めるのが勧奨

ですから、自分からやめると言う人は、これは勧奨ではないはずです。自主退職です。自主退職の場合はプラスアルファはないわけです。勧奨がゆえにプラスアルファがあるわけで、すべてかどうか知りませんが、現場の校長先生は恩情的に勧奨扱いにしていくという内情があるように聞いています。

その点を、言葉を改めるのか、要綱を改めるのか私はわかりませんが、いいにつけ悪いにつけ、いろいろなことでやめてほしいというのが勧奨退職。悪いケースでも、「やめてください」と言えば、これは勧奨ですが、退職手当をプラスアルファということはあり得ないはずです。人事の刷新や職員組織の充実ということで、学校あるいは教育委員会の都合でやめてほしいという人に限って勧奨だと私は思いますが、いかがですか。

渡井義務教育課長 あくまでも候補者を募るという意味で退職の申し出をしていただくということで、この勧奨退職の意味をよく理解していただいて、その中で候補者を募る。それについて学校長が勧奨を行って、こちらに申し出をすると捉えております。

臼井委員

何度も言うように、候補者を募るんだったら、勧奨じゃないわけだ。そして、自 分の意思でやめたいんだと手を挙げる人は、これは勧奨じゃないですよ。あくまで も当局側の都合でやめていただく人を勧奨というんじゃないですか。

岩波教育次長

今、臼井委員のお話で、いわゆる民間ベースでいうと、こちらの側からやめていただく、それは整理退職というふうなことで、したがって、上乗せ分が出てくるということかと思います。今回、この退職勧奨に関する要綱というのは、組織の活性化、若年化ということの中で、そのために応じていただける方がいらっしゃれば、それにお応えをいただく。こちらの意思は組織の年齢構成を直したいということですから、それに応えていただくインセンティブ、動機づけということで、退職手当とすれば勧奨と同じ扱いをもって対応することで手を挙げやすくさせていただく制度と捉えております。

臼井委員

勧奨扱いは退職手当の加算が2%です。2,500万円の退職手当をもらう人にとってみれば50万円。50万円欲しいからやめますという人はそんなにいないはずですよ。だから、どうしても、さっき渡井課長が言っていた、自分のライフワークとか、個人の都合、それを勧奨扱いにしてしまっていると私は思います。何でもない人が、20年以上勤務したからといって、そんな簡単にやめる人はいないはずです。60何人が勧奨退職だと聞いたから、ちょっと多いなと思って、このことに対して質問しています。

ぜひ皆さんも自分たちの思いだけにこだわるんじゃなくて、何が正しい方法か、何がベストな方法かということを考えてあげないと。これには組合もかかわっているはずですから、県庁の知事部局もそうでしょう。そういう意味で、これは組織の活性化だとか、年齢の平準化だとか、いろいろ皆さん都合のいい言い方をするけれども、この多くは、自分で退職したい人をあえて現場の校長先生の思いやりで勧奨扱いにしていると私は内部の方から聞いています。そんな点で、もうちょっと考えてください。

自主退職か勧奨退職かということは、はっきり区別しなければいけないと思います。自分のライフワークでやめる人は、やめればいいじゃないですか。別にその人がいなくて困れば、校長先生は「やめないでくれ」と言うんだから。だけれども、自分でやめたいと思ってやめる人、あるいは当局者側がやめてほしいと思う人。やめてほしい人の中には、いい人と悪い人がいるわけで、問題を起こした人はプラスアルファの必要はもちろんない。そんなことはしていないだろうけれども、そうい

う意味で、自主退職と勧奨退職をもっと整理しないといけないと思いますが、責任 を持って答弁できる人が答えてください。

瀧田教育長

今、委員御指摘のことは、もう一度基本的に考えなければいけないのかなということは感じております。これは知事部局も全く同じ文言でできているし、おそらく国の退職制度も全く同じ文言でできていると思います。それに準拠しておりますので、私はここで「改めます」とは言えませんが、その言葉はもちろん受けとめながら、知事部局との情報交換はしていきたいと思います。

臼井委員

昔から勧奨退職、肩たたきというのはあったんです。冒頭言ったように、「御主人が校長になるから、ちょっと奥さんやめてくださいよ」と肩をたたいたことは事実です。そういう意味で、教育長は私ひとりの立場でこれ以上は言及できないという趣旨の話をしたけれども、当然でしょう。国がどうあれ、知事部局がどうあれ、勧奨退職扱いしている退職者というのは、おそらく教育委員会が一番多いんじゃないですか。さっきも言ったように、60何人と聞いたから、これはと思ってこのことに言及を始めたわけです。

たとえ50万円でも100万円でも、公金ですから、そんな簡単に不明瞭な形で支出するなんていうことは、まことにけしからん話です。きょうは教育委員長もいらっしゃるし、ぜひ真剣に考えてください。くどいようですが、自主退職と勧奨退職、勧奨退職の中には悪い人といい人がいることはしっかり峻別して、この制度を改めるなら改めるという思い切った、県民に対して誠意がないといけません。

(新やまなしの教育振興プラン策定事業費について)

仁ノ平委員

大きく2点ありますが、まず第1点目が、数4ページ、下から2つ目の丸、教育 広報費のうちのマル臨、新やまなしの教育振興プラン策定事業費についてであります。午前中、桜本委員からもいろいろ質問がありましたが、私もわからない点がありますので教えてください。

まず、いろいろなプランがあると思いますが、その中でこのプランはどのような地位を占めるのか教えてください。

秋山総務課長

現行プランもそうですけれども、このプランにつきましては、教育基本法に基づきます、地方公共団体が教育の振興に関して定めなければならない基本的な計画という位置づけとなっております。なお、山梨県では、第2期チャレンジ山梨行動計画がございますので、その部門計画にも位置づけるものだと思います。さらにこの教育振興プランの下部計画といたしましては、例えば特別支援教育プランやスポーツ振興計画というようなものがございます。

仁ノ平委員

かなり上位レベルの、しかも教育基本法に基づくプランであるという理解をした いと思いますが、それを来年度策定するわけですね。5年ごとの改訂と聞いていま す。

実はまことに恥ずかしながら、これまでこういうプランがあったのは存じていても、なかなか中身までは知りませんでした。このプランについて、教育関係の例えばコアに当たる方だけ知っていればいいのか、あるいは県民全体で共有するのが望ましいのか。このプランの法的裏づけなどはわかったのですが、性格というか、また県教委が望むところはどの辺にあるのでしょうか。

秋山総務課長

この教育に関する計画につきましては、特に学校教育ということだけではございませんで、社会教育を初めとしまして、芸術・文化の振興やスポーツの振興等幅広

いものでございます。したがいまして、そういった関係者のみならず、一般県民の方々に十分周知を図りまして、計画の実効性を上げていきたいと考えています。

仁ノ平委員

そういうものなんですね。現在もあるし、また新たなものができるわけですが、 具体的な活用方法として、学校だけではなく、さまざまな現場ではこれをどのよう に活用しているのか教えてください。

秋山総務課長

現行プランの例でいえば、当然、学校教育に関しては各学校にお配りしまして、 その中で教員の皆さん方にぜひ知っていただくということで、校内研修への活用、 また、総合教育センターで研修等を行っていますから、そういうところでの活用等 も図っていきたいと考えています。

それから、実効性を担保するという意味におきましては、単に計画を掲げるということではありませんで、具体的な数値目標を掲げまして、毎年度その達成状況を調査いたしまして、さらに目標に近づくためにどういう施策の展開をしていったらいいかという進行管理もあわせて行っていくこととしております。

仁ノ平委員

5年ごとに改訂するということで、多分、時の教育の課題を敏感に察知して盛り込みなさいよということであると思うし、また、地域ごとの課題も的確に把握しなさいよという意味合いがこのプランにはあるかと思いますが、時の課題あるいは地域の課題について、それはどこで決めていくのか。事前にアプリオリに県教委のほうで提出するのか、あるいは策定委員のほうで、あるいはアンケートをとりながら探っていくのか。どうやって時の課題、地域の課題を盛り込んでいくのかということについて教えていただけますか。

秋山総務課長

策定委員会には、県民に対するアンケート調査の結果をお示ししまして、こういったような課題がある、こういうことを県民の皆さんは期待しているというものをお示ししながら、策定委員会の中で実際に山梨県の教育にどういう課題があるのか検討していただくことにしたいと考えています。

仁ノ平委員

大変大事な教育行政の中で、最上位とも言っていいところに位置づくプランですので、来年1年私どもも注視していきたいと思います。

毎回、議会の本会議、そして、委員会で必ず、どの議員も代表質問にしろ、一般質問にしろ、教育委員会への質問が大体あるので、議会での討論というのをぜひ策定委員会の中に織り込んでいってほしいと強く思いますが、いかがですか。

秋山総務課長

その時代ごとのいろいろな課題なり行政なりにつきましては、また個別の教育課題ということで当然策定委員会の中で取り上げていきますが、これまで教育厚生委員会や議会等でいろいろ御議論がありました例えば環境教育、情報教育、それから、国際理解教育、また、男女平等、ジェンダーフリーの教育というような個別の内容について、どういうふうに捉え、どういうところを重視していくかということも、また策定委員会の中で検討していただきたいと考えております。

仁ノ平委員

我々が注視していく意味合いにおいても、先ほど、県民みんなで共有していくという御答弁もありましたように、広報を大変効果的に広く行っていただくことをお願いして、この項での質問は終わります。

(教育相談事業費について)

教5ページ、教育相談事業費についてお伺いいたします。全国統一の「24時間

いじめ相談ダイヤル」というのは全国でやっているので、山梨の数というのはわからないと思いますが、面接相談、あるいは総合教育センター内で行われている電話によるいじめ・不登校相談などについて、直近の年度でいいですので、どれほどの相談数があるか教えてください。

秋山総務課長

これら教育相談事業につきましては、総合教育センターでやっております。まず、面接相談につきましては、本年度1月までの10カ月間で237件行っております。また、いじめ・不登校ホットラインということで、24時間電話相談は昼間のみならず、夜間でも24時間対応ということで相談に応じております。こちらがやはり1月まででございますが、全部で1,341件の相談がございました。大体、年間1,500件、1,600件ぐらいはございます。

仁ノ平委員

大きい数字で驚くと同時に、大事な相談だなと思います。特に電話相談のほうは年間1,500件ということは、1日5件から6件、子供たちが頼りにしている様子が目に見えます。ただ、こういう相談があることを知らなければ、このようなものをやっていながら利用できないわけですが、どのように周知されているのか教えてください。

秋山総務課長

このホットラインにつきましては、学校を通じまして広く子供たちに周知を図っていただくということですが、実際に電話番号と「24時間ホットライン」と書きましたカードをつくりまして、そのカードを県内のすべての児童生徒に行き渡るような形で配布をしております。その中で、悩み事があったら何でもここへ電話をしてください、時間はいつでも構いませんというようなことをお知らせしております。

仁ノ平委員

何かあったときに、心が弱くなったときにはあそこに電話をかければいいなと子供たちが思うと、いいことではないけれども、実はもっと相談件数は多いのではないかなという気もいたします。それで、子供たちに知らせるに当たっては、もしかしたら新年度に1回、そういうものをお配りいただいているのかもしれませんが、折に触れ、学期ごとや月ごとに先生方が紹介していただけるといいなと思います。どういう方たちが相談員として相談を受けているのでしょうか。

秋山総務課長

相談員につきましては、教員を経験された方、あとは、スクールカウンセラーで はありませんけれども、臨床心理士の方、あるいはそういった教育や子育てに専門 的な知識を持つ方に当たっていただいております。

仁ノ平委員

1年に1回だけじゃなくて、もっと学期ごとや月ごとに、折に触れて担任教師からPRがあってもいいし、学校にポスターが張ってあってもいいなという気がします。というのは、子供たちにとって、利害のない人に話を聞いてもらうというのは、大変な支えになるはずで、あるいは相談した相手が日常に介入してこないわけですから、何でも話せる、本当によりどころになるものがここにあると思います。そうした意味で、PRと充実を願うものですが、今後の方向をお話しいただけますか。

秋山総務課長

これまでもチラシとかポスターをつくって、関係機関に配布したことはございますので、今後もそういうことができるかどうか、また検討していきたいと思います。 例えばこのカードには、いじめられているとか、友達とうまくいかない、あるいは 学校に行きたくない、それから、先生とうまくいかないというような場合は連絡をしてくださいとありますが、すべての子供がこういう連絡先をわかっているようにしていきたいと考えています。

仁ノ平委員

繰り返しになりますけれども、いじめとか不登校とか、ソーシャルワーカー、カウンセラーなどの配置が予算に盛り込まれていますが、国が主導でやっていることでもありますし、県独自のいじめや不登校への対応が欲しいなと思っているところです。この教育相談事業というのは全国でやっていることではあるけれども、子供たちにとってはとても大事な場じゃないかなという気がします。そうした意味で、件数がふえていいと思います。子供たちが気楽に電話できるものとして大事にしていっていただきたいし、そういうものがあっても子供はすぐ忘れますから、困ったときに利用できるように、いつもこういうところがあるよというPRをお願いして終わります。

(教職員給与費等について)

- 望月(清)委員 当初予算ですから、少し聞きたいと思います。教 7、8、9です。教職員の数ですが、昨年よりも減っているような感じがします。知事が少人数学級を進める中で、どのような原因で教職員数の減少を招いているのか、そこをまず聞きたいと思います。
- 秋山総務課長 当初予算に盛りました給与費等でございますが、例えば小学校費、教 7 ページになりますけれども、来年度 3,3 0人分の給与を盛っております。昨年度は 3,3 5 7人分でしたので、2 7人分少なくなっているということでございます。これはやはり児童生徒数の減少がございます。そのために、統合等による学校数の減少もございます。その減の分と、一方では、はぐくみプランの拡大等によりまして教員が必要になってくる部分もございます。これらを合わせますと、若干減少しているという状況でございます。小・中ともそういう状況がございます。
- 望月(清)委員 期間採用の方がかなりいるわけですが、これはやはり教育現場に教職員の数が足りないと理解していいですか。
- 渡井義務教育課長 期間採用者につきましては、幾つか種類があります。1つは、育児休業等をとられた先生、休職等は期間採用者を充てることになっております。もう一方で、教科等の関係で本来の本務者が置けない場合に、期間採用者を置いているという内容になっております。
- 望月(清)委員 そうしますと、基準の定数以外の不慮の関係で期間採用という形をとったと理解 していいわけですね。
- 渡井義務教育課長 定数につきましては、基準の定数の中で期間採用者を採用しております。
- 望月(清)委員 それから、今後さらに少人数学級を進めていくことになろうと思いますが、それ らの対応についてはどんなふうに考えていますか。
- 秋山総務課長 少人数学級につきましては、明年度、小学校5年生と中学校2年生に35人学級を導入、それから、平成26年度には小学校6年生と中学校3年生ということで、これで全学年少人数学級が完成することになります。それによりまして、学級がおおむね80学級ぐらいふえる見込みをしております。それに伴いまして、当然、必要な教員を手当てしていくということで、今後も計画的な教職員の採用に努めていくということでございます。

(教員の資質能力向上推進事業費について)

- 望月(清)委員 次に、教21です。先ほどから話がありました教員の資質能力の向上ですが、 教員の数が小学校3,357人、中学においては1,964人いまして、不適格とい うのか、そぐわない方が小学校で1人、そんな数なんでしょうか。それから、ここ に載っている26万円というこの費用で対応ができるのでしょうか。
- 渡井義務教育課長 指導力が弱い教員というのはもっといると思います。この場合は指導の改善研修ということでありまして、1年間の改善を経て、再び力量をつけて、子供たちの前に立てるものということで、こちらのほうでも選考する中で、今のところ、現に毎年1名ずつの研修者ということになっております。

(初任者研修費について)

- 望月(清)委員 次の22ページ、初任者研修費3,700万円余が盛ってあります。これはこの間の補正の委員会で1,559万円ぐらい減額になっているのですが、本当に初任者研修をきちんとやっているのかどうか。費用も余っていますし、そして、これをきちんとやることが、やはり教員の資質、使命感といったものを高揚していくと思うのですが、どんな程度の初任者研修会をやっているのか。ここには25日間で年間300時間と書いてありますが、どんな状況か教えてください。
- 渡井義務教育課長 初任者研修につきましては、国の規定にのっとりましてここに書いてあるような研修を行っています。教育センターに集まり研修を行っています。それから、所属校においての実践的な研修については、拠点校指導教員という専門の教員がついて初任者を指導するということを行っております。多岐にわたって、初任者が一人前の教員になるように研修をしておりますので、かなり充実した研修ができているのではないかと考えております。
- 望月(清)委員 教育公務員は特例法によって制度が決まっていると聞いているのですが、今年度、 4割近く減額になりながら、また前年度と同じ金額をここに入れたのはどういうこ とでしょうか。
- 渡井義務教育課長 減額になった主な原因といたしましては、もともと初任者が研修に出るときに 後補充の教員が必要になる場合に、それを最大限必要になる分を予算として計上し ております。実際に動き始めてしまってからは、各学校で、後補充を入れなくても、 授業に行ける教員がいたり、教科の関係でそういうことができるような場合には後 補充を置かなかったということで、その分の減額になっております。内容的には、 それによって質が低下しているとか、量が減っているということではありません。
- 望月(清)委員 そういうことになれば、3,700万円も盛らなくて、二千二、三百万円で間に 合うと思いますが、どうなっているんですか。
- 渡井義務教育課長 今年度はそういう形で減額になりましたが、すべて後補充を使わなくてはならない場合が生じた場合には、それだけの金額が必要になってくるということで、そ ういう予定にさせていただいております。
- 望月(清)委員 では、過年度は、二、三年前はどんな状況だったんですか。
- 渡井義務教育課長 やはり例年減額はしていると思います。今、詳しい数字はちょっとわかりませんが、減額になっていることはあると思います。

望月(清)委員 金額はともかく、しっかりした初任者教育をしていただいて、そして、資質の高い、そして、使命感を持ったすばらしい教員をたくさん輩出してもらいたいと思います。

(教育指導費について)

続きまして、教26、教育指導費です。これは前年度に比べて5,000万円近く増加しております。この中身を見せていただきますと、今年度せっかくできた夢をはぐくむ体験活動、これは各高校が生徒や地域の実態を踏まえ主体的な体験活動を実施するということで1,700万円盛られていたわけですが、それが今回は入っていない。これについてはどのような理由ですか。そして、その成果があったのかなかったのかお伺いいたします。

- 赤池高校教育課長 夢をはぐくむ事業につきましては、教26ページの一番上、マル新と書いてありますキャリア教育推進支援事業に、インターンシップ推進事業とともに一本化しまして、新たな事業として立ち上げたところでございます。
- 望月(清)委員 わかりました。しっかり頑張ってください。

それから、同じ項目ですけれども、27ページになります。今年度、マル臨で、高校生就職活動サポート事業費が緊急雇用対策として1,800万円盛られておりました。就職支援補助員を配置することにより、高校生の就職支援の充実を図る、配置校7校という形で昨年はあったのですが、来年度はありません。高校生の就職状況が改善したからなくしたのか、それとも、費用の関係でなくしたのか。そして、今後どんな形で高校生の就職活動をしていくのかをお聞きします。

赤池高校教育課長 昨年度の就職支援につきましては、委員御指摘のとおり緊急雇用対策ということでありましたので、平成23年度、24年度までは支援員をつけることができましたが、25年度につきましてはそのお金がありませんので、高校としてはその支援員の事業がございません。ですけれども、産業労働部のほうで、緊急雇用の基金を使いまして、新たに高校の就職を支援していただける方を採用していただきまして、高校の就職支援に当たっていただけることになっておりますので、そちらのほうにその部分はお任せしたいと思います。

高校には、支援員ではなくて、就職支援教員、これは期間採用2名でずっといただいていますので、その2名の教員を従来どおり活用しながら、あとはハローワーク、産業労働部と連携しまして、今年度と同じような就職支援活動をしていきたいと考えています。

- 望月(清)委員 3年間の成果があったのか、なかったのか。そして、その成果があったのならば 今後継続するなり、きちんとした責任を持ってそれをやっていかなければ、高校生 が困ります。7校の高校に配置がしてあったと聞いていますが、そこら辺はどうで すか。
- 赤池高校教育課長 就職率のことになると思いますが、就職に関しましてはそのときの経済状況で何とも言えないわけですけれども、昨年度も大震災の中で就職が非常に厳しいという中で96.4%という成績を残せました。今年度もまだ結果は出しておりませんがも、昨年度ほどはちょっと難しいかもしれませんけれども、ある程度の就職率は残せると思っています。ですから、就職支援員の方には非常にお力をいただきまして、一定の成果は得られたと考えております。今までやっていただいた就職支援員

の方に企業開拓等をたくさんしていただきましたので、それが学校では財産になっていると思います。そのことを子供たちの就職活動に役立てていきたいと思っています。

- 望月(清)委員 どこかにそのほかにも雇用対策の中で新しい項目があったように思いますがも、 やはり高校生は就職ができなければ、将来の夢も希望もすべてないわけです。これ は高校教育の中で最重要課題として取り組んでもらわないと、高校を卒業して何も できないという状況になってしまったら大変なことですから、さらに力を入れても らいたいと思いますが、どのような考えですか。
- 赤池高校教育課長 我々としましても、定期的に就職のための会議を開いていますし、それから、 繰り返すようですが、産業労働部とも連携した会議も開きながら就職の情報等を得 て、学校にも提供しております。今後も、これまでの活動を踏まえて、高校生の就 職確保のために全力を尽くしていきたいと考えています。
- 望月(清)委員 ぜひそこはしっかり継続して、生徒たちの希望ができる限りかなうように最大の 努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(平成25年度の重点事業について)

- 清水委員 平成25年度の当初の予算が834億1,600万円です。その中で、いろいろ と問題点はあろうかと思いますが、教育長に1つ質問があります。25年度は県教育委員会としてこういうことを中心に頑張りたいということがあったら、そのお答えだけぜひいただきたいと思います。
- 瀧田教育長 先ほど御説明しましたやまなしの教育振興プランがちょうど5年の見直しの時期でもあり、教育界はさまざまな問題がここに来てまた大きく上がっているような感じがしています。子供たちの笑顔が本当に守られて、子供たちが健やかに育っていけるように、この予算をもとにさらに力強く一歩前に踏み出していきたいと考えております。

(地域と連携した工業系技術力向上対策事業費について)

- 桜本副委員長 教27、マル新、地域と連携した工業系技術力ということで、説明の中で技能検 定という話が出ていましたが、どのような内容でしょうか。
- 赤池高校教育課長 3級技能検定が主でありまして、普通旋盤、フライス盤、電子機器組立て、マシニングセンター等であります。
- 桜本副委員長 今説明された技術ですが、これは授業でやっていくのか、あるいは授業以外の課 外授業といったものでやるのでしょうか。
- 赤池高校教育課長 両方でやります。授業に企業から専門技術者を招いてやる場合もありますし、 高校では十分な機械がないところもありますので、企業に出向いていって、企業で 教えていただく、または産業技術短期大学校等の機械を使わせていただいて実習す るということもあります。
- 桜本副委員長 中にはちょっと聞きなれない資格等もありますが、この目標というのは、例えば 高校1年で取れるものなのか、どういうカリキュラムを想定しているんでしょうか。

- 赤池高校教育課長 3級があれば、就職には非常に有利といいますか、企業からも信頼していただけます。ですから、1年生で取るというのはなかなか難しい状況になっていると思います。2年あるいは3年までかかってというのが多いです。
- 桜本副委員長 それはある程度地域の産業界の要望ということで、来年度がスタートです。ほか の事業と同じように途中でもう予算はつけませんというわけにはいかないと思い ますが、めどとしてはどのぐらいの期間を想定していますか。
- 赤池高校教育課長 この事業は幾多の変遷を重ねてまいりましたが、平成19年度のクラフトマン 21という事業から少しずつ形を変えてきました。今回新しく立ち上げますが、平 成25年度から3年間ということで考えております。
- 桜本副委員長 技術系、工学系の高校が6校あるということですが、総体的には何人ぐらいの取得を目指しているのでしょうか。
- 赤池高校教育課長 平成23年度実績では、171名の生徒が3級の検定を取りました。今年度の 結果はまだ出ておりませんが、15%の増加を目標にはしております。
- 桜本副委員長 さっき幾つか技能の種類を挙げられましたが、それぞれの目標値を挙げてください。
- 赤池高校教育課長 それぞれの目標値というところまではまだ設定しておりません。全体としてということであります。
- 桜本副委員長 先ほど述べられた技能検定というのは、レベルの問題や技術者の問題で、それぞれみんな別なものです。そっくりまとめて15%なんていう甘い予算のつけ方、目標値でいいんですか。
- 赤池高校教育課長 全体の数字でありますので、甘いという御指摘は確かにそうかもしれませんけれども、全体的に合格者をふやしていきたいと考えています。子供たちの希望もありますので、そういうところも加味していきたいと考えています。
- 桜本副委員長 高校出の人が非常に就職しにくい、そして、産業界ではいい人材を欲しいということで、最近こういったものが進められてきたと思います。それぞれの資格によって、それぞれのやるべきこと、教わるべきこと、そして、教えるべき人というのが全然違うわけです。カリキュラムも全然違う。そういったものを小まめに一つ一つ積み重ねながら、予算、目標値、そして、産業界が要望しているような技能検定を求めているのではないですか。
- 赤池高校教育課長 委員の御指摘も十分理解できます。子供たちが将来の職業につきたいときに、 こういう検定を取りたいという中で行ってきておりますので、産業界の要望等も十 分踏まえる中で子供たちには指導していきたいと考えています。
- 桜本副委員長 それであれば、より細かい内容で予算の積み重ねをし、あるいは目標値を設定し、 そういった技術者の養成をきちんとやってください。

(食材検査技術習得支援事業費について)

次に移ります。教46、マル臨の食材検査技術習得支援事業費ということで緊急

雇用という形をとっております。最初に、雇用する人数をお答えください。

- 相原スポーツ健康課長 この事業は、従来からやっております給食の提供前検査をそのまま継続していく考え方でありまして、中北保健福祉事務所に3名、富士・東部保健福祉事務所に2名雇用して、検査業務に携わっていただいております。人員的にはその5名の体制で継続して実施していきたいと考えております。
- 桜本副委員長 この技術習得支援というものは、ある程度一定期間を過ぎれば、資格がとれたり、 あるいはほかの職種でも就職ができる技術ですか。
- 相原スポーツ健康課長 放射線の検査業務でございます。したがいまして、例えば一定のメーカー の機械について習熟して研修を積むというものでもないです。要は、モニタリング 検査全体、検査機器の操作から事前準備までも含めた、基本的には極めて狭い分野 でその技術は活用されると考えております。そういう意味からすると、資格の取得 ということはまずないですし、もう1つは、別の業務にそれが使えるということに はあまりならないのではないかと考えています。
- 桜本副委員長 この緊急雇用対策として雇用を創出するということと、もう1つは、緊急雇用を 使いながら、一定期間業務に従事すれば、技術も習得できるし、ここをやめてもほ かのところでできるというような、幾つかの理由があって選ばれた事業ではないの ですか。
- 相原スポーツ健康課長 先ほど申しましたように、業務そのものが極めて特殊性のある業務だと思っております。そういう意味からすると、技術習得を他に生かすということではなくて、仕事のない方々に職を与えるという、緊急的な仕事をつくっていくという意味での緊急的な雇用と考えています。
- 桜本副委員長 では、この事業の緊急雇用というのは、どういった考え方でこの事業に結びつい たのですか。
- 相原スポーツ健康課長 もともとこの検査事業というのは緊急雇用対策でやっておりまして、雇用 期間は1年間に限られています。今年度からやっておりますが、1年たつと雇用が 切れて、同じ方を採用するということができないルールになっておりまして、来年 度は新たな方を採用することによって新たな雇用を生み出していくという考え方 でございます。
- 桜本副委員長 ということは、その1年間限りで、あとはまた御自由にお探しくださいといった 考え方ですね。
- 相原スポーツ健康課長 端的に言うとそういうことになると思います。ただ、1年間にしても雇用が継続する中で、新たに自分自身のスキルアップを図る。この技術でなくても、例えばいろいろな資格取得のための期間にもなるでしょうし、次のステップに向けてのいわゆる助走期間ということにもなるのではないかと思っています。
- 桜本副委員長 単なる1年の期間ということではなくて、1年間その仕事をすることによって、 また次の仕事にも結びつくような事業を選定するということも大事かと思います が、いかがでしょうか。

相原スポーツ健康課長 緊急雇用の性質上、スポーツ健康課関係の事業の中で緊急雇用を生み出していくという部分についての検討の中で、これが適当だろうということで考えて予算化させていただいています。

討論なし

採決 全員一致で原案に賛成すべきものと決定した。

※第12号 山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑なし

討論なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第23-1号 山梨県立桂高等学校の中高一貫校への改編に関することについて

意見 (「継続審査」との声あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願第24-11号 教育予算の増額、教育費の無償化、父母負担軽減、教育条件の改善を求めることについて

意見 (「継続審査」との声あり)

討論なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(学校におけるアレルギー対策について)

安本委員 2点ほどお伺いします。1点目は、学校におけるアレルギー対策についてです。 昨年12月に東京都内の小学校で、女の子供さんが給食の食材が原因で死亡される という痛ましい事故が起きました。おかわりだったようですけれども、チヂミの中にほんの少量の粉チーズの成分が入っていたということで、乳製品のアレルギー、こんな少量で命を落とされるのかなと私もびっくりしたところでございます。翻って、本県でのアレルギー対策は学校現場でどういうふうにされているのか、お伺いしてまいりたいと思います。

ちょっと調べてみましたけれども、まず国においては、平成19年にこうした学校現場のアレルギー対策についてのガイドラインが示されておりまして、県においても、平成24年3月といいますから、去年、アレルギー疾患への対応マニュアルが策定されておりました。そこで、この対応マニュアルの概要について、どういう内容であるのかお伺いします。

相原スポーツ健康課長 昨年3月に策定いたしました対応マニュアルですが、県医師会、県小児科 医会アレルギー委員会、それから、養護教諭の代表者によりまして作成したところ です。具体的な内容につきましては、保護者からの情報や、教職員による日常の健康観察によるアレルギー疾患のある児童生徒の把握方法、アレルギー疾患対応委員会などの設置、管理体制づくりの方法、それから、発症時の対応方法等、具体的な 内容で極めて実践的な内容につくっているつもりでございます。

安本委員 今、マニュアルについての項目のお話がありましたが、私もまずアレルギー対策には、アレルギー疾患を持つ子供がどれぐらいいるのか、どの子がどういう状況なのかという把握が大事だと思います。そこで、平成24年3月につくられて、24年度、こういった子供たちの把握をされたと思いますが、アレルギーがあって学校で特別な対応が必要となる子供さんは何人ぐらいいらっしゃるのか。小・中・高それぞれ何人で、全体の何%かわかりましたら教えていただきたいと思います。

相原スポーツ健康課長 昨年9月に学校におけるアレルギー疾患に関する実態調査を行っております。内訳でございますが、小学校で8,518人、中学校で3,875人、高校で1,426人、合計で延べ1万3,819人という数字になっております。小学校が19%、中学校16%、高校で1%、合計で15%となっています。

今、委員の質問の中にありました特別な対応という部分でございますが、継続的な治療が必要な場合等、疾患があって学校で気をつけてその児童に対して注意を与えていくという意味での理解でございます。

安本委員 ーロにアレルギーといっても、この対応マニュアルとかを見させていただくと、 ぜんそくとか鼻炎とか、さまざまあるようですけれども、今回の昨年の事例のよう な食物アレルギー、この子供たちは何人ぐらいいたのかということと、全国に比べ てどうなのか教えてください。

相原スポーツ健康課長 先ほどと同じ調査の中で調査しておりまして、食物アレルギーについての 内訳ですが、小学校で1,303人、これが3.8%です。それから、中学校で95 1人、4.0%です。それから、高校で467人、2.3%となっています。

全国の調査というのが、今、手元にございません。比較できる調査が他県で行われているとは思いますが、データがありませんので比べることができません。

安本委員 確かに私も国のほうを見てみたんですが、古いものしかありませんでした。それ にしてもすごく大変なんだな、多いんだなということを改めて実感しました。 それで、こんなに多いと、一人一人の状況をきちんと把握をして、事故が起こらないように対応しなければいけない。子供に聞いてもわからないと思いますので、

保護者です。保護者もかかっている病院のドクター等から、学校での生活についてのいろいろな指示等を受けていると思いますが、そういったことをどうやって昨年度、一人一人の子供について保護者から聞かれたのか。また、これは担任の先生だけじゃなくて、校長先生以下、教職員の皆さん全員が共有をしていなければいけないと思いますが、そういった対応状況について教えていただきたいと思います。

相原スポーツ健康課長 児童生徒のアレルギーにつきましては極めてケース・バイ・ケースという 状況になりますので、そういう意味では、学校においては校長を初め、担任、養護 教諭、栄養教諭など関係職員が、児童生徒の健康状態や治療・検査状況などの情報 交換、緊急時の対応方法等について確認するため、必ず年1回保護者との話し合い を持つことにしております。

次に、保護者との話し合いの結果についてどのように学校内に広めているか、もしくは周知しているかということですが、方法とすれば、職員会議や校内研修会等を通じまして全職員に共通理解となるよう周知徹底をしているところでございます。さらに、校外教室や修学旅行等の特別な行事がございますので、そういう場合は特に気を使うケースが多くて、保護者から処方薬の持参、保管方法、緊急時の搬送医療機関、主治医との連絡方法というものについては逐一連絡をとりながらやることとしております。

安本委員 さまざまな対応が一人一人の子供たちによって違うということで大変だろうと 思いますが、よく連携をとっていただいていると思います。

あと、アレルギー疾患はいろいろなものがあって、全体のアレルギー対策の知識をそれぞれの関係者が持つとか、それから今回の事例もそうだったのかもしれませんが、アナフィラキシー症状といったときには、エピペン、これは商品名ですけれども、緊急対応で注射が、これは子供が注射してくれることを頼むということで許された行為だと聞いております。どういったタイミングで注射をしたらいいのか、そういったことも現場の方たちは知っておく必要があると思います。研修会もしてくださっているかと思いますが、そういった取り組みはいかがでしょうか。

相原スポーツ健康課長 アレルギー疾患への基礎的な知識等につきましては、平成22年度から、 校長、養護教諭、担任の教諭、栄養教諭などを対象といたしまして、県小児科医会 の医師を招きまして、アレルギー疾患への理解を深めるということをまず1つ行っ ております。

さらに、先ほどからお話にありますアドレナリンの自己注射薬であるエピペンですが、その使用方法と緊急時の対処方法などについて研修を実施しているところです。今後は、特に保護者の方にもアレルギー疾患についての理解をしていただく必要性があるということで、保護者の方への理解もあわせて行えるような研修内容にしていきたいと思っています。

安本委員 そういう中で、全国でも各学校で注意はされていたとは思いますが、事故が起こってしまいました。県教委としてその事故を受けてとられた対策、対応についてお 伺いします。

相原スポーツ健康課長 昨年12月28日に、東京都の事故を踏まえまして、文部科学省から「学校給食における食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について」という通知が出されております。県教育委員会ではそれを受けまして、各市町村教育委員会に、校内における指導体制の整備と、保護者や主治医との連携方法など、可能な限り個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めるようにということで通知を出さ

せていただいたところでございます。

今後は、実際に全国で起こりました事故等を踏まえたヒヤリとしてハッとするという意味ですが、ヒヤリハット事例を収集、配付するとともに、緊急時に適切な措置がとれるように継続して研修などに努めていきたいと思っています。

安本委員

アレルギーを持つ子供たちは、例えばぜんそくの子はほこりが立つような作業はさせられないということも聞いていますし、食べる物の関係ではお弁当を持ってこなければいけないとか、代替食、排除された食事、別なものを食べたりするということもありますし、アトピー性皮膚炎の子供たちは皮膚がいつも荒れた状況になっています。他人とは違うということでいじめなどに至らないように、そういった教育というか、みんなでそういったことについて話を聞けるような場も学校内で設けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

相原スポーツ健康課長 先ほどのアレルギー疾患対応マニュアルの中にも書いてあるのですが、何よりもアレルギーに対する理解を子供がしていただくことが必要だと思っています。学校現場においては、そういう機会として朝の会や給食の時間等を利用して、アレルギーというのは体質の1つであるということと、食物の除去をする場合は、好き嫌いで除去するということではなくて、命の危険につながるんだということについて、十分子供たちに理解していただくよう努めていきたいと思っています。

安本委員

ありがとうございました。私はこれを所管で質問しなければいけないというのはすごくつらかったんです。本来ですと、これは来年度予算総体の委員会の議論の場だと思います。予算項目の中にしっかりあって、県教委も対応しているというのは、やっぱり予算として、項目として出していただけるぐらいの一層の取り組みをお願いして、次の質問に移らせていただきます。

(病弱な生徒のための高等部の設置について)

2点目が、病弱な生徒のための高等部の設置についてです。県議会で心因性の病気を持つ子供たちの高等部設置の要望が取り上げられたのは、もう六、七年前だと思います。私も議員になってからずっとこの問題に取り組ませていただいておりますが、平成23年7月には、特別支援教育推進プランの中で、障害種別に応じた教育の充実、その中で病弱という項目が、富士見支援学校と旭分校、きちんと項目で取り上げていただきました。高校へ進学できない生徒の実態を把握して、高等部を設置する肢体不自由特別支援学校での受け入れを検討しますと記載をしていただきました。ずっといろいろな思いでかかわってきましたので、本当に私も、子供たち本人も、それから、親御さんも喜んで、こうして検討していただけるんだということで受けとめたところです。

それで、昨年の9月の本委員会で教育長からも、近く開設できるよう努力を重ねていくということで改めて答弁をいただきました。その後、昨年末にこの件について意見聴取会を実施していただいたと伺いました。その意見聴取会はどのような内容だったのかお伺いしたいと思います。

池田新しい学校づくり推進室長 昨年9月の委員会で、富士見支援学校の本校も検討の対象にしていきたいというお答えをさせていただきまして、委員おっしゃるとおり、11月、12月にかけまして、富士見支援学校本校・分校の先生方から御意見をいただきました。やはり9月にもお答えの中で申し上げましたが、特に心因性の病弱の子供となりますと、単一障害の高等部は準ずる教育ということで、普通の高校とほぼ同じ単位取得の形態になりますので、そうした場合に、出席日数や、単位を取って3年

間で卒業していくというところに非常に課題が出てくるということがわかりました。

安本委員

聞くところによりますと、その席上で、本庁に病弱高等部設置についての検討委員会か、その準備のための作業部会を設置して検討していただけるというお話も出たと伺ったんですが、その設置の検討はされておりますでしょうか。

池田新しい学校づくり推進室長 単位取得等が困難な課題があるというお話が先ほど出ていましたが、その中で、富士見支援学校の教職員の中からも、後期中等教育の教育を保障する上で、病弱の支援学校の高等部のほかにも、スクーリングを兼ねた通信の教育や、そういう教育の場の保障という意味で新たな提案も受けております。それも含めて、今後早急に教育委員会事務局の職員と富士見支援学校の教職員で作業部会のチームをつくりまして、検討していきたいと考えています。

安本委員

検討委員会で検討していただけるということで、来年度は無理ですので、できれば再来年度早い時期にお願いしたいなと思います。今検討されてきている中で、またこれから検討会で検討されてくるのでしょうけれども、今思っていらっしゃる高等部設置ということになるのかどうかわかりませんが、一番可能性の高い、学ぶ機会を設けていただくということで、どういう案が出されているのか、今お話ができる部分があれば、お伺いさせていただきたいと思います。

池田新しい学校づくり推進室長 先ほども述べさせていただきましたが、心因性の病弱の生徒というのは、毎日登校して、5時間6時間の授業を受けるというのはなかなか難しい状況にあると聞いております。そうした中で浮上したのが、通信教育の中で、中央高校の通信を例に挙げますと、月2回、日・月の2日間で6時間ずつをスクーリングという形で授業を受けていると聞いております。学校の先生方からは、2日の6時間も難しいのではないかというような意見もいただいていますので、それを平日の1日3時間とか、そういう授業のスクーリングは可能かという検討をこれからしていくところです。

それと、心因性の子供たちが今まで富士見支援学校本校や分校で学んだ、その場所への安心感というのも考慮しなければならない点かと思いまして、スクーリングの場所を富士見支援学校の教室を使うという考えも、作業部会で検討していきたいと考えています。

安本委員

本当に少ない人数だとは思いますけれども、どうかその子供たち、それから、保護者の方の思いをこの検討会の中に入れていただいて、早期の対応をしていただけるようにお願いして、質問を終わります。

(児童生徒に対する出席停止措置について)

仁ノ平委員

所管事項で大きく2点伺いたいと思います。まず、出席停止ということで伺いたいと思います。本会議の席上、たしか、体罰防止ということの質問で、「学校の秩序を保つために加えることができる児童生徒に対する出席停止などの措置は、教育指導の一環であり、毅然とした態度で行うこともあわせて指導してまいります」という御答弁がありました。私は、体罰防止のやりとりの中で、なぜ児童生徒の出席停止の話が出てくるのかよく理解できなかったのですが、この御答弁についてどういうことか説明を求めたいと思います。

渡井義務教育課長 体罰につきましては、議会の答弁でもありましたように、決してやってはいけ

ないことであります。しかし、懲戒を加えることはできるという規定になっております。ただ、懲戒と申しますのは、例えば叱責、あるいは課題を多く出すということで子供たちに懲戒を加えることができます。その中で出席停止の話が出てきましたのは、子供たちの懲戒とは別に、いわゆる性行不良のための出席停止ということであります。他の児童生徒の教育に妨げとなる場合に、その子供を出席停止にできるということでありまして、これは懲戒ではありませんで、教育上の措置で指導の一環ということになると思います。

この場合は、基本的に他の児童生徒の妨げになるということを一番問題にしますので、要件が非常に明確化されておりまして、出席停止にする場合の要件が4点決まっております。1点目は、他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損害を与える行為。2点目が、職員に傷害または心身の苦痛を与える行為。それから、3点目が、施設または設備を破壊する行為。4点目が、授業その他の教育活動の実施を妨げる行為です。このような行為を1つないしそれ以上繰り返し行う、これはいわゆる性行不良と呼んでおりますが、このような場合に、市町村教育委員会が当該児童生徒の保護者に対して命ずることのできる措置であります。学校教育法35条に規定されております。

仁ノ平委員 御答弁の中にあった、学校の秩序を保つとか、今の話の中でほかの児童生徒の苦痛や性行不良、授業の妨げという御説明からは、主にいじめをした加害者のようなものをイメージします。それだけじゃない、たくさんの要素が今の御説明にはあったと思いますが、主にいじめの加害者は出席停止にしていいというふうに受け取っ

渡井義務教育課長 いじめの加害者も、状況に応じて、今の要件に合えば出席停止にできる要素は ありますが、専ら、粗暴な子供や、乱暴というような、学校に置いておくことで周 りの子供たちに危害が加えられる場合にとることが多い措置であります。

仁ノ平委員 これまではなかったんでしょうか。

てよろしいですか。

渡井義務教育課長 実際に数は少ないですが、出席停止にした場合はございます。

仁ノ平委員 それで、先ほどの御答弁に市町村教育が認めるというくだりがありました。市町 村教育委員会は常日ごろからその児童生徒を見ているわけではないので、最初の判 断は学校内のどなたかがなさると思いますが、そういう理解でよろしいですか。

渡井義務教育課長 当然、学校で起こることですので、学校長が市町村教育委員会に連絡、相談等 をする中で報告をして、その報告を受けて、市町村教育委員会が出席停止を命ずる ことになります。

仁ノ平委員 それで、本会議での御答弁の、毅然とした態度で行うことを指導するというのは、 学校の先生あるいは校長先生に対して、体罰ではなくて、こういう方法もあるとい うことを指導していくということですね。

> それで、粗暴な生徒、いじめもする生徒、器物破損などをする生徒を出席停止に する目的は何でしょうか。

渡井義務教育課長 先ほども申し上げましたが、他の児童の学習の妨げになる場合に行いますので、 他の児童に対する学習権の保障というようなことが目的になります。 仁ノ平委員

第1の目的は学校の安定、そして、ほかの子供たちの学習権の保障ということがあると思いますが、今お尋ねしましたように、目的のもう1つに、私は出席停止を受けた子供をちょっと学校から切り離して、その子もまた教育するという目的があろうかと思います。学校の安定だけではなくて、当然、出席停止で家庭にいる子を指導しなければいけないと思います。そこで、目的の1つにそれも入れてほしいと思うのですが、いかがですか。

渡井義務教育課長 当然そのことも入っております。規定の中にもありますが、市町村教育委員会は、出席停止を命じた児童生徒のその期間における学習に対する支援、その他の教育上必要な措置を講ずることになっております。例えば学級担任が計画的あるいは臨機応変に家庭訪問を行ったり、学習の指導をしたりする。それから、市町村教育委員会も個別の指導計画を策定してその間のケアをする、また、指導をすることになっております。

仁ノ平委員

緊急措置として出席停止という方法はあろうかと思います。そのときの目的は、 先ほどあった、学校の安定、子供たちの安全の保障、それともう1つは、出席停止 を受けた子に対しても、教育として3つの視点を持つことが必要ではないかと思い ます。

1つは、出席停止を受けた子の監督です。家庭にいても、ひとりになってしまうかもしれない。親御さんが保護責任を果たせない場合の監督をどうするかという問題です。複数の子が同時に出席停止を受けた場合に、一緒に出かけて繁華街に行っていれば意味がないわけです。

2つ目は、そういう粗暴なことをしてしまう加害者である子にも何らかの心の闇があるわけで、先ほど支援という言葉をお使いになりましたが、その子へのカウンセリングなり支援が必要であろうと思います。その子の心の闇、そういうことをしてしまう子の心を見つめさせて、そういうことをしてしまう自分をよく見つめてもらう。

もう1つが学習権の保障です。

出席停止を受けた子に、そういうことをどうやって保障していくのか、もう少し 考えていただきたいのですが、御説明ください。

渡井義務教育課長 1点目の保護者の件ですが、これは基本的には保護者に命ずることですので、 保護者がきちんと子供をその間監督する必要があります。ただ、現実問題として、 保護者が働きに出ているとか、日中いないという場合がございますので、先ほど申 し上げたように、学校で家庭訪問やその他臨機応変に対応して指導していくという ことです。

それから、2点目の、その子自身に対するケアにつきましては、スクールカウンセラー等に訪問していただいて心のケアをしたり、学校では指導主事等がバックアップをする等して、学校でもきちんとできるようにさせる措置が必要になるということです。

学習権につきましては、基本的には親がしていただくことが一番基本になりますが、それが難しい場合は、先ほど来申し上げておりますように、例えばその間、その子に課題を出してそれをやらせるとか、あるいは読書等をさせるような指導をすることもあります。

仁ノ平委員 突然、本会議で出席停止と出てきたものですから、これまで話題にならなかった ことなので、ちょっとお伺いしました。ぜひ緊急措置として、また、粗暴な子、出 席停止を受ける子にとっても教育的に意味があるようにということを願っていま す。そして、出席停止を受けた子も将来があるわけですから、この出席停止によってまた更生すればいいわけで、将来の進学や内申書などにおいてぜひ不利がないようにと願うところですが、制度上どうなっているのでしょうか。

渡井義務教育課長 その点については、そういうことのないように十分配慮する必要があると考え ております。

仁ノ平委員 きょうお話しさせていただいたことは、極めてレアなケースかとは思いますが、 ぜひ教育界で共有していただいて、このことには対処していただきたいと願います。

(県立図書館の司書について)

続いて、図書館のことについて伺っていきます。先ほど久保田委員から、資料購入費がもっとあってよいのではという質問がありまして、大変心強く、私ひとりだけじゃないんだとうれしく思ったのですが、そのことについては本会議で申し上げましたのでここでは触れずに、図書館司書の問題に絞って何点か伺いたいと思います

まず1点目は、図書館における司書の大切さをどのように御認識かということを 伺いたいと思います。

近藤社会教育課長 阿刀田館長は、司書の心構えということで3点、司書たちに伝えていることが ございます。

購入図書の選定の目ききという点につきましては、ベストセラーでなくても、この1冊を利用したい人がいるのだという視点で図書選定に当たるという指導をしています。それから、司書の専門性でございます。専門性を備えた司書は図書館の大きな力となるということを訴えております。それから、司書としての誇りということで、誇りを持った取り組みをすること、これが県民へのサービスの基本になるというところでございます。

現時点では、その心構えを司書に理解させて、醸成させていく期間と考えておりまして、館長の意図する司書像に近づけるように努力をしてまいりたいと思っております。

仁ノ平委員

そのように図書館における司書さんの役割は大変大きいわけです。阿刀田館長のお言葉を今、課長はお出しになりましたが、その言葉と同時に、常に館長は、一に人で、二に本で、三が施設。一の人について、館長は必ず、一に人とおっしゃった後に、その中には県民が入るんだ、県民の民度が図書館を左右するんだとおっしゃいます。私はそのとおりだと共鳴しつつも、県民の前に司書だろうと思うのです。というのは、県民に図書館利用の面で至らぬ点があれば、それを育てるのも司書の仕事であろうと。そうした意味で、一に司書だということで、本会議でそのスキルアップについてお伺いしました。御答弁いただいたわけですが、そのスキルアップを果たした司書さんたちの活用についてどうお考えか伺います。

近藤社会教育課長 司書の活用につきましては、先ほど委員がおっしゃいましたように、研修等を 深めて資質を向上しています。その資質向上を図った司書の活用という点ですが、 旧の図書館のときにも同様でございますが、司書が講師となって講座等をしている ケースがございます。本年度におきましても11回となりますが、出張の読み聞か せ、また、研修会の講師、施設の説明等に司書がかかわりまして、県民の皆様の御 指導に当たっているところでございます。 仁ノ平委員

私が司書司書と本会議で今回も申し上げているものですから、本県の司書に何か問題があるのですかと逆にお尋ねされた向きもありますが、そうではないんです。そうではないのですが、議員の仕事をさせていただいて、他県の県立図書館などを見せていただくと、本県の司書さんたちにももっと伸び代があるとは思っています。それで、県立図書館の司書さんがこんなことを私におっしゃいました。「私たちをもっと上手に使うと、図書館はもっと豊かに使えるよ」とおっしゃる司書さんがいらっしゃるんです。本当にこれまで御苦労だったと思ので、もっと利用者が少なくて、図書館が落ち着かれてからでいいのですが、ぜひ司書をこうやって使おうよという、司書を使う講座。前の図書館のときより、司書さんたちの姿、表情が見えるんです。あの司書さんたちを講師にして、図書館利用のABCとか、図書館をもっとおいしく使おうとか、司書さんたちが前面に出て、その磨いた専門性を発揮できるということを具体的に考えていただけませんか。

近藤社会教育課長 今の委員の御指摘のとおりですが、特に新図書館につきましては、そのコンセプトにありますように、レファレンスサービスが旧図書館よりも強くなったということがございます。そういう意味では、図書館の司書が県民の皆さまとかかわる時間も多くなったと思います。今の委員の御指摘を踏まえて、またそのような形の積極的な取り組みをしていきたいと思っております。

仁ノ平委員

私は岩手県立図書館に行ったとき、震災後半年後でしたか、私が探していた岩手の新聞の小さい記事を、「もういいです」と言っているのに、「あしたもお見えるんだったら、あしたまでに探しておきます」と必死になって探してくれた司書さんの姿が忘れられません。もう1つ、すごい図書館だなと思ったのは、暇さえあると本をきれいに並べていらっしゃるんです。本はこうやってピシッと皆さんに見せたいと。全国のああいう司書の姿から学んで、資料費が少なくても、本県の司書さんたちの頑張りでもっとすてきになると思いますので、頑張りを期待します。

(幼稚園、保育園の食物アレルギー対策について)

最後に、先ほどの安本委員の食物アレルギーに関連して、幼稚園、保育園の食物アレルギーの子ほど深刻だと思います。抵抗力がないですし、安本委員の言葉にもあったように、自分でわからない、食べたいから食べてしまったというのは、小さい子ほどあり得ることです。幼稚園、保育園の食物アレルギーについて把握されていますか。

相原スポーツ健康課長 申しわけございませんが、公立の小・中・高校のみのデータでしかござい ませんでした。そのため、保育所、幼稚園についてデータはありません。

仁ノ平委員 保育園は福祉保健部の所管になりますよね。ぜひ今後の検討、このことの対策の 中に、保育園あるいは未就学児を含めての対応をお願いしたいと思います。

相原スポーツ健康課長 調査の中に含めるよう検討してまいりたいと思います。

仁ノ平委員 調査とその後の検討をお願いして、質問を終わります。

(県立図書館駐車場周辺の交通渋滞について)

桜本副委員長 図書館の問題で、地域から渋滞といった苦情が出ていますが、何か情報は入っていますか。

近藤社会教育課長 駐車場の渋滞でございますか。駐車場につきましては、153台分のスペースをとりまして、私どもの調査の段階におきましては、B-1グランプリのときにいささか混雑があったと聞いていますが、駐車場のスペースは十分保ったと聞いています。ただ、私が知る限りですと、YBSの席書きの審査会があった折に、同時刻に会が終わったということがございまして、駐車場から外へ出る段階で、中での渋滞と申しますか、それに少し時間がかかったと聞いています。

桜本副委員長 実際、周辺の商店街が困っているようです。そういった期間的なイベントで混雑 するとかではなくて、駐車場の出入り口を、何でこんなほうに設けるのかというよ う声もありますので、一度実態調査をしてください。

近藤社会教育課長 では、急いで確認をしてまいります。

(黒平の能三番について)

桜本副委員長 続いて、国民文化祭が1月からスタートして、そのオープニング関連で甲府城の 鉄門の復元をお祝いした能三番が演じられたのを私も出席して見ているのですが、 県指定の無形民俗文化財である黒平の能三番というのは何団体指定されているの ですか。

高橋学術文化財課長 黒平の能三番につきましては、保持団体として、「下黒平の能三番保存会」及び上黒平地区の「黒平の能三番保存会」の2つを位置づけているところでございます。

桜本副委員長 今回、2つの団体がある中で、1つのほうにしか依頼が届かなかったということですが、現状を把握した上で、2つの団体を平等に扱うといった配慮が必要だと思います。これからの対応としてどのようにお考えでしょうか。

高橋学術文化財課長 鉄門のオープニングの関連イベントにおいて、「下黒平の能三番保存会」へ依頼した理由についてお答えいたします。本来であれば、両団体に対して上演していただくことが理想ではございますが、午後3時から1時間という限られた時間の中でそれを行うことは現実的ではなかったこと、また、下黒平の団体に依頼した時点で、既に国民文化祭の秋のステージの、10月から11月に開催されるものでございますが、文化まるごとフェスティバルの中において上黒平地区の「黒平の能三番保存会」による上演が既に予定されていたことから、公開機会の公平性にも配慮し、「下黒平の能三番保存会」に依頼したところでございます。

このような県の考え方を事前に黒平の能三番保存会に十分お伝えできなかったことについては率直に反省しているところでございまして、上黒平地区の保存会に対しては、事後に複数回、この県の考え方について丁寧に御説明申し上げているところでございます。

桜本副委員長 県に対していろいろ理解できない部分もあるということも団体から聞いておりますので、ぜひ配慮を欠くような対応はなさらないでください。

(公立高等学校入学者選抜について)

最後に、本日、高校入試ということですが、今、もう終わっているころですか。 わかりましたら、速報値を教えてください。

赤池高校教育課長 ずっとこの委員会に出ていましたので、申しわけございませんが、把握してお

りません。

桜本副委員長 前期試験、後期試験ということで前期試験は終わっているわけですが、その中で 今年の傾向についてはどんな判断をされていますか。

赤池高校教育課長 傾向というのはどのようなことでしょうか。

桜本副委員長 この学校の何科については定数に満たなかったとか、あるいは、記述や推薦といった内容についてうまくなかったという反省点といったものはありますか。

池田新しい学校づくり推進室長 入学者選抜につきまして、前期募集の今年度の志願者数は、平成 19年の入試制度の改革以降最低となっております。前期募集の倍率の上位の学科 につきましては、昨年も今年もトップは甲府南高の理数科ということで変わってお りません。あと、昨年よりも専門学科系の志願率が若干上がったという傾向にござ います。

後期募集につきましては、きょうは何人受けていなかったか情報がまだ手元にないのでわかりませんが、志願変更後の率で申しますと、1.10という倍率で、平成19年度以降でいくと最高の率です。

桜本副委員長

こういった時期でありますので、今後の高校入試のあり方を、例えば前期試験、後期試験のあり方、考え方をもうちょっと見直してみようかとか、あるいはこの入試制度が実際、山梨県の高校生に対してプラスなのかマイナスなのか、それは何をもってプラスなのかマイナスなのかということを検討する。それは毎年行っていると思いますが、このまま続けていくのか、抜本的に見直すのか、そういった点について検討するような用意はございますか。

池田新しい学校づくり推進室長 今年度、高等学校審議会におきまして、入学者選抜制度につきまして御論議いただきました。それで、平成19年度から入れた全県一学区と自己推薦制による前期募集については、一定の成果が出てきていると。ただ、前期募集に関しては、選抜の方法について検討する余地があるのではないかとか、学習指導要領の内容がふえている関係で、中学校における授業数を確保するためには、前期募集と後期募集の間の期間を狭めて、授業日数の確保がうまくできないかというような御意見をいただきました。前期選抜の選抜方法の検討と期日の問題につきましては審議会から提言を受けていますが、明年度から、中学と高校の現場の先生方の意見を十分聞きながらやるようにという意見をいただいておりますので、そういう協議会等を立ち上げまして、改善に向けて取り組んでまいりたいと思います。

(学校給食について)

臼井委員 学校給食の保護者負担というのは全体のどのぐらいか、担当課長、知っています か。

相原スポーツ健康課長申しわけございません。承知していません。

臼井委員 今現在の実態じゃないけれども、私の記憶では、学校給食というのは全国で1兆円かかっている。そのうちの5,000億円は保護者が負担しているということです。だから、半分は保護者が負担している。

そこで、今、米飯あるいはパンはどんな割合で提供されているか、お米とパンの 比率を知っていますか。 相原スポーツ健康課長 米飯給食については、地産地消の推進ということで1週間に3回を目標に やっているところですが、3回を切っているという状況で行われていると承知して います。パンについては具体的な資料がありません。

臼井委員

お米が週に3回ということは、パンは2回ということじゃないですか。 お米のほうが多いことは事実だけれども、では、給食に納入しているパン業者が 今、全県下で何人いるか知っていますか。

相原スポーツ健康課長 6社だと承知しています。

臼井委員

来年度も今年度もパンの搬送代の補助金が80万円です。今年と去年のオイルの 値上がり幅がどのぐらいかわかりますか。

役所というのは本当に踏襲が好きなんだよね。少しでも予算をアップするには、ものすごい理屈がないとアップできない。何で私がこんなことを知っているかというと、学校給食の顧問をしているからです。たしか6社ぐらいでしょうが、年間80万円ぐらいの補助をしていて、学校給食を一生懸命努力していますなんていうことが言えますか。国家が50%負担しているんですよ。学校給食には県は一銭も負担していない。あと、保護者が半分を負担しているんです。

ともかく、学校給食を我々は一生懸命やっています。学校給食は学校給食法という法律に基づいてやっているわけです。それぞれの学校が校長先生の権限でやっているわけでもない。法律でやっているけれども、残念ながら、本県は、学校給食については、例えば予算に学校給食に関する研修会などで何百万円かがついていますが、法律で定められている学校給食に対して、それ以外は何も出していない。

それで、場合によると、1社ぐらい減っているかもしれないけれど、相原課長がおっしゃるように6業者で間違いないとして、パンの搬送料の県の補助金は年間80万円です。今年度、来年度が80万円であることは間違いないけれど、おととしもそうですか。ともかく、踏襲というのはすべてに言えることですが、もう少し考えないといけないと私は思います。

教育は何にもまさる県政の大テーマだと言っても過言でないほど教育には力を入れるということで、知事も少人数学級を決断されていらっしゃるとか、いろいろなことで努力しています。だけれども、職員皆様方の身を守ることには一生懸命で、他に対していろいろな状況を把握して、しっかりフォローしていくということがあまりにも欠けている。オイルがいくら上がろうが、そんなことはお構いなしで一切考えにない。

円安だからオイルが上がっているとおっしゃるかもしれないけれども、2年3年前からこの80万円ですから。何年から80万円で、何年前は何十万円だったのか教えてもらいたいのですが、いかがですか。

相原スポーツ健康課長 平成22年度が55万2,000円、23年度は65万5,000円、24 年度の見込みが80万円です。

臼井委員

この80万円というのは、ガソリン代のわずかな支えにしかなっていないわけです。世の中にスライドアップという言葉がありますが、ともかく現況を把握してください。今年のようなオイルの価格がアップしているようなときは、よく補正予算でいろいろなことをフォローするじゃないですか。そういうこともぜひ考えてあげてください。

今は、池田のほうにありますが、昔は教育委員会の中に事務局として学校給食会

があったわけです。だから、ますます部外のような状態になってしまって、全県下の小・中学生が恩恵に浴している給食に対して、県はあまり思いを強くしていらっしゃらないことを私はよく知っているから、予算書を見たときに、また相変わらず80万円かということで、こんな質問をしているんです。

ゆうべのニュースでガソリン代が上がったと言っていました。この当初予算はともかくとして、補正予算でせめて県の姿勢を、学校給食に対して県もこれだけの努力をしているんだという姿勢を示してもらいたいということを申し上げて、この質問を終わります。

(県内高等学校の公私比率について)

あと1つ。教育委員会の事務局の皆さん方は、白根高校と昭和高校が同時にできたときの経緯を御存じですか。

白根高校あるいは昭和高校は、昭和何年にできたんですか。

瀧田教育長

甲府昭和高校並びに白根高校は、覚えている限り、昭和59年4月に開校でございました。

臼井委員

私が県会議員になって30年以上たつのですが、我々が議員になる前ですから、竣工して、オープンしたのが昭和59年でしょう。私は58年に県議にならせてもらったのですが、たしか昭和56年か57年ごろ決定しました。

その経緯というのは、白根や昭和のほうから「我が地域、我が地域に」といってものすごい陳情合戦があって、時の知事である望月知事が何と、時の県議会議長の西室主計という方に裁定を委ね、議長裁定という形で白根高校、昭和高校ができたわけです。

当時、教育委員会は1校にしようということでやったけれども、ともかく両方から誘致合戦が激しくて、そして、知事は議長に裁定を求めました。両方ともつくれという陳情に、当時の西室県議会議長はそういう判断をしたわけです。望月知事も、意思は1つだったけれども、判断を委ねた以上、2つと言われて、わかりましたということになってしまったんです。

昭和高校と白根高校というのはそれが経緯なのですが、そこで私は、この間の教育長の答弁である公私比率の問題をもう1回しっかり尋ねておきます。高等学校再編というのは、今、峡南方面をやっていますが、俎上に上がっているのは何年までにどこをやるんですか。

池田新しい学校づくり推進室長 現在の基本構想で、平成31年度までに、26年開校がなった東 部地域と峡南地域の再編整備を図るという検討を進めることとしています。

臼井委員

その後も間違いなく子供は減少します。そういう中で、高等学校の定員の公私比率を考えたときに、公の高等学校、例えば桂高校が、言葉は悪いけれども、スクラップされても、失業者も出ない。私学にはオーナーはいませんから、オーナーは国家です。まさに財産はみんな国家に献上して学校法人の認可を受けるわけですから、私学がアウトになったら、すべてが終わりになるわけです。その意味で、私学を何とか支えていこうということが大きな前提のわけです。

どんなふうにダウンしていくかは別として、それ以降も、少子化は続いていくはずです。日本の将来の人口は1億人から何千万人になってしまうということですから、間違いなく少子化が続いていくでしょう。

そういう中で私は、3年5年のスパンではなくて、10年20年のスパンを考えながら、公私比率もこの辺で、相変わらず従来の踏襲ではなくて、もっと抜本的に

考えを変えていかなければいけないという質問を本会議でしたところ、教育長の御答弁は決して前向きな御答弁でなかった。公私比率についての答弁は、おっしゃった教育長が一番御存じでしょう。

そういう中で、公の高校は何校スクラップしようが、そこに被害者もなければ、 失業者もない。私立は全く別です。万一学校経営が成り立たないときは、すべてが アウトです。しかし、私立高校は、私立幼稚園もすべてそうですが、山梨県知事が 認可しているわけです。自由に始めている商売ではありませんから、これは県の責 任になるわけです。県が許可した学校法人が潰れたときに、認可権者である県も責 任を負わなければいけない。

じゃあ、転ばぬ先のつえで、責任を負えといっても、民間の学校がつぶれて責任を負えるわけがない。財団等からお借りしているお金が返せないという意味での公への迷惑があるかもしれませんが、特別、県が責めを負うなんていうものはまず間違いなくないです。幼稚園だって、早晩アウトになるところがあるかもしれませんよ。幼稚園の幼児教育も専門の担当者に聞いてください。今、現員3人、10人なんていう幼稚園があるんですよ。御存じかどうか知りませんが、定員が何十人ありながら、現員は3人、10人なんていう私立の幼稚園があるんです。

そういうふうに私立高校がなってはいけないから、公私比率はもっと抜本的に考えを変えていかなければいけないと思います。山梨県は公立志向ですなんて、10年も30年も前から同じことを言っているけれど、今、どっちがレベルが高いのかと言われたら、自信を持って、一高です、西高ですなんて言えないでしょう。そういうことを考えたときに、オリジナルな建学の精神で一生懸命努力して、学校を成り立たせなければいけないということで、市外からも一生懸命子供たちを獲得して、言葉は悪いけれども、今、私学は、かろうじて運営がかなっているわけです。

そういう意味で、この間の本会議で私の質問に対する瀧田教育長の御答弁は、決して現実を直視していない、あるいは現実を熟知していないと私は思います。いかがですか。

瀧田教育長

委員御指摘のことに関しましては、公私比率だけではなく、当然、高等学校、公教育の中にさまざまな課題があるということは自分なりには認識しているつもりでございます。県民のニーズや、あるいは経済状態、国の施策等あまりにも大きなものが複雑に入り組んでいて、簡単に解決の道が見つけられると思えないところがありますので、そこもよく判断しながら、県民のニーズ、将来に向かって公教育がどうあるべきかということも踏まえて判断していきたいと当日お答えさせていただきましたし、今もそのように考えています。

臼井委員

山梨県民は公立志向だと教育委員会が十年一日のごとく唱えていることは御存 じですよね。山梨県の保護者も子供たちも公立志向だと山梨県の教育委員会が言っ ているんだから、知らないことはないでしょう。それを前提として、ともかく私立 のほうに残念ながらあまり思いを寄せていないというか、真剣に考えていない。

そういう意味で、私学審は教育委員会の所管ではないから、私たちは構わないんだというお考えの人も中にはいるかもしれませんが、教育全体の議論の中で、私立高校が立ち行くことを考えていくためには、何としても公私比率の抜本改革が緒につかないと大変なことになります。私学のことをよく知っている私が申し上げているんだから、これは間違いないです。

何で先ほど昭和高校と白根高校のことを言ったかというと、本来は1校でよかったものが、議長裁定で2校になったんです。そういうことにも立ち返って、この問題は今後もやっていきます。私学振興議員懇談会というのは県議会議員が20名ほどいます。そんなことで、私どもはこのことを真剣にもっと教育委員会に迫ってい

くというつもりでおりますから、教育長、さっきのような御答弁じゃなくて、一歩 進んだ答弁をいただけませんか。

瀧田教育長 委員の熱い思いもわかるつもりではございますが、今お答えできる答弁は前回と 同じということでございます。

その他・3月8日に福祉保健部関係の審査を行うこととされた。

以 上

教育厚生委員長 土橋 亨